

公立大学法人滋賀県立大学特別聴講学生規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 65 条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条において準用する学則第 65 条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別聴講学生の資格)

第 2 条 学部の特別聴講学生となることができる者は、他の大学もしくは短期大学（以下「他大学」という。）の学生または県内の高等学校に通学する高校生で、本学と協議の整った他大学の学長または県内の高等学校長が推薦する者とする。

2 大学院の特別聴講学生となることができる者は、他の大学の大学院（以下「他大学院」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学院の学長が推薦する者とする。

3 前 2 項の協議は、次に掲げる事項について、教授会または研究科会議の議を経て、学長が行う。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 派遣学生の人数および氏名
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

(受入時期等)

第 3 条 特別聴講学生の受け入れの時期は、学期の始めとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、在学期間を延長することができる。

(志願手続)

第 4 条 特別聴講学生となることを志願する者(以下「特別聴講志願者」という。)は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 健康診断書
- (3) 他大学または他大学院の学長の推薦書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(受入許可)

第5条 前条の特別聴講志願者に対しては、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、学長が受け入れを許可する。

(履修手続)

第6条 特別聴講学生は、履修を許可された科目の履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第7条 特別聴講学生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、公立大学法人滋賀県立大学履修規程または公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程に基づき、これを行う。

3 前項の規定により単位修得を認定した者には、単位修得証明書を交付することができる。

(単位互換による場合の取扱い)

第8条 本学と他大学（大学院を含む。以下同じ。）との間で別に締結する単位互換協定による場合の第2条第3項第2号の適用については、「派遣学生の人数および氏名」とあるのは、「派遣学生の人数」とする。

2 本学と国内の他大学との単位互換による場合には、第4条ならびに第7条第2項および第3項の規定にかかわらず、別に締結する単位互換協定の定めるところによる。

(連携協力に関する協定による場合の取扱い)

第9条 本学と県内の高等学校との間で別に締結する連携協力に関する協定による場合の第2条第3項第2号の適用については、「派遣学生の人数および氏名」とあるのは、「派遣生徒の人数」とする。

2 本学と県内の高等学校との連携協力に関する協定による場合には、第4条ならびに第7条第2項および第3項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(授業料等)

第10条 特別聴講学生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。ただし、本学と他大学との間の単位互換協定により相互に授業料を不徴収とした場合、または本学と県内の高等学校との連携協力協定により授業料を不徴収とした場合には、免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

(準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則および本学の諸規程のうち学生に関する規定は、特別聴講学生について準用する。

(受入許可の取消)

第 12 条 特別聴講学生が学則、大学院学則および本学の諸規程に違反したときまたは特別聴講学生としての本分に反したときは、学長は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、第 5 条の規定による許可を取り消すことができる。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。